

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	40
契約番号	7農振財契第611号
件名	立川庁舎音声ネットワーク機器の借入れ
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎
概要	別紙仕様書のとおり
借入期間	令和8年1月16日から令和14年1月15日まで（72ヶ月）（長期継続契約）
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①及び、②又は③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①プライバシーマーク(JIS Q 15001)、又は、ISMS(ISO27001)の認証を受けていること。 ②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目131:貸貸業務」に登録を有する者であること。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年9月17日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年8月22日(金)午前10時から令和7年8月29日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3) 資格要件に対応する以下の書類 ○プライバシーマーク(JIS Q 15001)、又は、ISMS(ISO27001)の認証を受けていることが分かるものの写し ○希望申出要件②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

仕 様 書

1 件名

立川庁舎音声ネットワーク機器の借入れ

2 目的

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）立川庁舎（本館）において、令和7年度にIP電話機の整備を実施する。IP電話機を利用するためには、新たに音声用ネットワークの構築が必要であり、これに伴い音声ネットワーク設備を新設する。

3 履行期間

設計構築・設定・設置展開期間 契約確定の日の翌日から令和8年1月15日まで

借入期間 令和8年1月16日から令和14年1月15日まで

（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）

4 借入場所

東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎（本館）

5 履行内容

別紙1「特記仕様書」のとおり

6 受託者の資格要件

受託者は以下の要件を満たすことを示す証明書類等（書式は任意、写しで可）を提出すること。

- (1) プライバシーマーク（JIS Q 15001）、又は、ISMS（ISO27001）の認証を受けていること。

7 支払方法

毎月、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払う。

なお、初期導入展開費用及び機器賃借料、運用・保守料の合計金額を総リース期間の月数（72ヶ月）で割り返した金額を月額費用とする。

8 長期継続契約案件

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。

9 著作権の取り扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法昭和45年法律第48号)第2章第3節第2款に規定する権利(以下「著作権者人格権」という。)を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)の規定は、受託者の従業員、本業務の一部を再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利(以下「著作権」という。)を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) 上記(4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、その取扱は別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、財団担当者と十分に打ち合わせを行い、それに従い実施すること。業務委託で生じたトラブルについては、原則、受託者が責任をもって対応すること。ただし、対応にあたっては、財団と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。
- (2) 機器の搬入・設置、搬出撤去等、本件に係る一切の費用については、特に記載のない限り、本契約

の契約金額に含まれる。

- (3) 機器の搬入・据付において、財団の施設及び設備に対して損害を与えることのないよう必要な措置を講じること。万一、損害を与えた場合は、受託者の負担で原状回復を行うこと。
- (4) 機器搬入時に生じる梱包材等は、受託者が責任を持って引き取ること。
- (5) 受託者は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても、同様とする。本業務の遂行上知り得た全ての情報について報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合には、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに財団へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、財団が行う聴取や調査に応じること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には、事前に財団に協議の上、承認を得ること。
- (8) 本業務の履行に係る一切の費用は、すべて契約金額に含むものとし、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者が全額負担すること。
- (9) 暴力団排除に関する特約事項は、別に定めるところによる。
- (10) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、その都度、当財団と受託者の協議の上、決定するものとする。

12 担当

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(TEL) 042-528-0722

(E-mail) kanri-it@tdfaff.com

特記仕様書

別紙 1

1 件名

立川庁舎音声ネットワーク機器の借入れ

2 作業内容

受託者は以下を実施すること。

(1) 機器の調達

以下のスペックの L2SW 及び PoESW を調達すること。

ア メインスイッチ (24ポート) 数量 1 台

カテゴリ	項目	仕様
インターフェース	10/100/1000BASE-T	24 ポート
	SFP ポート (1000BASE-X)	4 ポート
パフォーマンス	スイッチ容量	128 Gbps 以上
	スループット	95.2 Mpps 以上
	パケットバッファ	1.5 Mbyte 以上
	MAC アドレス登録数	16K 以上
VLAN 機能	ポートベース VLAN	対応すること
	802.1Q タグ VLAN	対応すること
	VLAN 数	最大 4094
	プロトコル VLAN / Stacked VLAN	対応すること
認証機能	802.1X / MAC / Web 認証	対応すること (SSL 対応)
	1 ポート複数認証	対応すること (802.1X/MAC/Web)
	ダイナミック VLAN	対応 (※1)
QoS	優先キュー数	8
	スケジューリング方式	RR/WRR/SPQ/WDRR
	帯域制御	入出力ともに対応 (64k 単位)
冗長性・L2 機能	STP/RSTP/MSTP	対応すること
管理機能	SNMP	v1/v2c/v3 対応
	コンソール /Telnet/SSH	対応すること
	RADIUS/TACACS+	対応すること
	SD カードブート / ZTP	対応すること
PoE	給電ポート数	24

	30W フル給電ポート数	12
	60W フル給電ポート数	2
	最大給電電力	375.0W 以上
ハードウェア仕様	サイズ (W(mm)×D(mm) ×H(mm))	1 U であり、19 インチラックに収まる こと
	動作温度	0～50℃
	騒音	約 45dB(A) (FAN 低速回転時) / 約 55dB(A) (FAN 高速回転時)以下
	電源	AC 電源に対応すること 100 ～ 120V ±10% 200 ～ 240V ±10% (50/60Hz)
省エネ性能	エネルギー消費効率	0.3W/Gbps 以上

イ PoE スイッチ 数量 2 台

カテゴリ	項目	仕様
インターフェース	10/100/1000BASE-T	24 ポート
	1000BASE-X	4 ポート
パフォーマンス	スイッチ容量	56 Gbps 以上
	スループット	41.6 Mpps 以上
	パケットバッファ	512 Kbyte 以上
	MAC アドレス登録数	16K 以上
VLAN 機能	ポートベース VLAN	対応すること
	802.1Q タグ VLAN	対応すること
	VLAN 数	最大 4094
	プロトコルVLAN / Stacked VLAN	対応すること
認証機能	802.1X / MAC / Web 認証	対応すること (SSL 対応)
	1 ポート複数認証	対応すること (802.1X/MAC/Web)
	ダイナミック VLAN	対応 (※1)
QoS	優先キュー数	8
	帯域制御	入出力ともに対応 (64k 単位)
冗長性・L2 機能	STP/RSTP/MSTP	対応すること
管理機能	SNMP	v1/v2c/v3 対応

	コンソール /Telnet/SSH	対応すること
	RADIUS/TACACS+	対応すること
ハードウェア仕様	サイズ (W(mm)×D(mm) ×H(mm))	1 U であり、19 インチラックに収まる こと
	動作温度	-5~50°C
	騒音	約 52dB(ファン低速回転時) 約 58dB(ファン高速回転時)以下
	電源	AC 電源に対応すること 100 ~ 120V ±10% 200 ~ 240V ±10% (50/60Hz)
省エネ性能	エネルギー消費効率	1.0W/Gbps 以上

ウ PoE スイッチ 数量 2 台

カテゴリ	項目	仕様
インターフェース	10/100/1000BASE-T	16 ポート
	1000BASE-X	4 ポート
パフォーマンス	スイッチ容量	40 Gbps 以上
	スループット	29.8 Mpps 以上
	パケットバッファ	512 Kbyte 以上
	MAC アドレス登録数	16K 以上
VLAN 機能	ポートベース VLAN	対応すること
	802.1Q タグ VLAN	対応すること
	VLAN 数	最大 4094
	プロトコル VLAN / Stacked VLAN	対応すること
認証機能	802.1X / MAC / Web 認証	対応すること (SSL 対応)
	1 ポート複数認証	対応すること (802.1X/MAC/Web)
	ダイナミック VLAN	対応 (※1)
QoS	優先キュー数	8
	帯域制御	入出力ともに対応 (64k 単位)
冗長性・L2 機能	STP/RSTP/MSTP	対応すること
管理機能	SNMP	v1/v2c/v3 対応
	コンソール	対応すること

	/Telnet/SSH	
	RADIUS/TACACS+	対応すること
ハードウェア仕様	サイズ (W(mm)×D(mm) ×H(mm))	1Uであり、19インチラックに収まること
	動作温度	-5~50°C
	騒音	約46dB(ファン低速回転時) 約55dB(ファン高速回転時)以下
	電源	AC電源に対応すること 100 ~ 120V ±10% 200 ~ 240V ±10% (50/60Hz)
省エネ性能	エネルギー消費効率	1.2W/Gbps 以上

(2) 機器の設定

財団に敷設する音声ネットワークにおける中継ハブとして機能する設定とすること。機器のネットワーク設定（IPアドレス、DNS、SMTPなど）を設定すること。IPアドレスなどの情報は財団が指定する。

(3) 機器の設置

別紙3に示す箇所に設置すること。

(4) LANケーブルの敷設等

本館執務室は一部OA床になっており、天井はケーブルラックが設置されている。ケーブルルートを調査の上、施工を実施すること。別紙3「本館図面」を参照の上、必要なLANケーブルの調達及び敷設を行うこと。ケーブル立上げ及び立下げ箇所は、1種金属線ぴを使用すること。

ア LANケーブルの規格等

- (ア) CAT5E以上のケーブル（ストレートケーブル）
- (イ) 接続コネクタRJ-45（両端処理）
- (ウ) ケーブルの色（幹線と支線で色分けすること。ただし、データ系で既に使用している青色、水色を除く。）

イ タグの取り付け

タグを作成し、敷設したケーブルの両端に取り付ける。なお、タグ番号については、契約後に財団からリストを交付する。

ウ LAN ケーブルの長さ

機器間実測に、ケーブル両端の床上余長を 5m 以上とすること。ただし、ケーブル敷設時に床下にケーブルのたわみを十分確保することを考慮して実測すること。

エ LAN ケーブルの接続

敷設した LAN ケーブルについて、配線時に存在する機器について接続を行うこと。

また、IP 電話機設置時に、すぐに接続できる状態にしておくこと。

オ LAN ケーブルの試験

敷設後に通線試験、線路損失試験などを実施すること。また LAN ケーブルは敷設したケーブル毎にワイヤーマップ、ケーブル長、伝送遅延及び抵抗値を測定し、その結果を取りまとめ提出すること。

(5) 設置後の動作確認

設置後、すべての設置機器が正常に動作していることを確認すること。

3 スケジュール

各工程に要する期間については以下を想定しているが、本番稼働時期等を考慮して、適切なスケジュールを提示し財団の承認を得ること。

項目	令和7年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現ネットワーク機器運用	■						▶						
更新スケジュール策定						■	▶						
設置構築など							■					▶	
新ネットワーク機器切り替え											■	▶	
新ネットワーク機器運用											■		

4 納入物

次の納入物を紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM 等）で1部を提供すること。

- (1) 基幹LANケーブル試験成績書
- (2) スイッチ設置場所を示す図面
- (3) 配線場所を示す図面

5 その他

仕様書の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して処理するものとする。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
 - b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
 - c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
 - d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

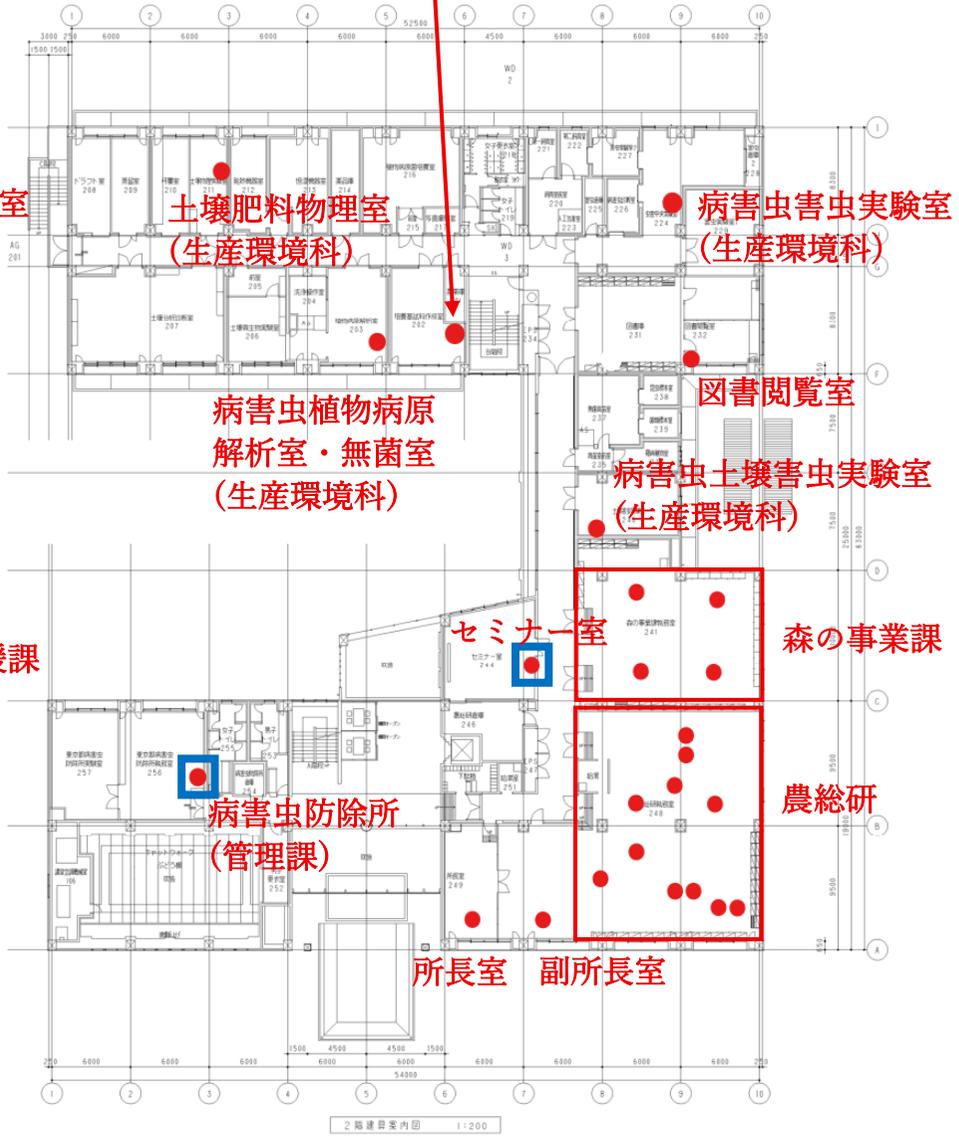
この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

□ 壁掛け ● IP 電話機設置箇所

病虫害植物病原
培養基試料調整室
(生産環境科)



1 F



2 F

